

本号の内容

- [AIPPI Bureau](#)
- [AIPPI Standing Committees](#)
- [2017年 AIPPI シドニー総会](#)
- [今後の行事](#)
- [記事・解説](#)
- [各国部会](#)

AIPPI Bureau

[新年のご挨拶](#)

Hao Ma (President of AIPPI)

AIPPI 会員の皆様

時の経つのは速いもので、ほとんど何の前触れもないまま、2017年が来てしまいました。ゆったりと休暇を過ごし、元気一杯で職場に戻られた方もいらっしゃると思います。旧暦で新年を祝う皆様においては、楽しい再会の時間を過ごされるよう願っています。

[2023年 AIPPI 総会の開催地](#)

John Bochnovic (Executive Director of AIPPI)

2023年 AIPPI 総会の開催地が、日本の横浜に決まったことを報告いたします。横浜は人口370万人の、東京に次ぐ大都市です。都心から南へ約30分、東京湾に面しており、東京にある2つの国際空港が利用できます。商業の主要な拠点であり、豊かな歴史を持つ横浜は、再開発された美しい港湾区域からの湾の眺めも見事です。

日本部会は、2023年 AIPPI 総会の開催を心待ちにしています。開催日が近づいてきたら詳細をお伝えします。

AIPPI Standing Committees

[WTO パブリックフォーラム 2016 の概要報告](#)

Luca Rinaldi (Member of AIPPI's Standing Committee on TRIPS)

2016年9月27日～29日、WTO パブリックフォーラムが、ジュネーブのWTO本部で開催されました。

今回のフォーラムは「包摂的な貿易」というテーマで、丸3日間の各種ワークショップ、セッション、全体会合、書籍販売などが行われました。

確かに TRIPS や知的財産権に関するより一般的な問題は、今年のフォーラムでは中心的なテーマにはならなかったのですが、地域貿易制度と、TRIPS が関係する多国間貿易制度との関係について、興味深い見解がいくつか示されました。

[第33回 WIPO 著作権・隣接権常設委員会 \(SCCR\)](#)

Shiri Kasher-Hitin (member of AIPPI's Standing Committee on Copyright)

今回の会合で話し合われた主なテーマは「放送機関の保護」と「教育・研究機関、図書館、文書館に対する制限と例外」でした。教育に対する例外については、包括的で興味をかき立てる調査研究が詳しく紹介されました。今後、新たな条約案が策定される際に、著作権法における教育に対する例外に関して、この調査研究が、大きな影響を及ぼすことになるかもしれません。

2017年 AIPPI シドニー総会

[AIPPI 総会におけるスポンサー募集のご案内](#)

2017年のAIPPI総会は、10月にオーストラリアのシドニーで開催されます。真新しい最先端のコンベンションセンターへ集う、世界各国からの参加者にPRできる貴重な機会です。新たな試みとして、AIPPIウェブサイトのバナーや、各会場のスクリーンなども使用して、より目につきやすい形でスポンサー名が表示されるようにしました。また、これまで以上に、スポンサーと参加者が親しく交流できる機会を多くするための、新た

な工夫も採り入れています。シドニー総会は、スポンサーの皆様に素晴らしい機会を提供します。スポンサー募集の[パンフレット](#)をご覧ください。

今後の行事

[Managing IP 国際特許フォーラム 2017](#)

Managing IP

2016年のフォーラムは、300名を超える特許・知財の実務者に参加いただき大成功を収めました。今年も、3月8日、9日にロンドンで開催される第7回 Managing IP 国際特許フォーラムへ、AIPPI 会員の皆様をご招待します。

- インハウスの弁理士・弁護士の AIPPI 会員は、無料**
- 法律事務所の AIPPI 会員は、£895 + VAT (通常は£1295) **

[AIPPI ポーランド・ドイツ・フランス合同セミナー - 2017年3月16日・17日 - ワルシャワ](#)

Bartosz Krakowiak (President of the Polish Group)

長い伝統のある AIPPI 地域会合ですが、今年は 2017 年 3 月 16 日・17 日に、ポーランド、ドイツ、フランスの 3 部会が、知的財産のテーマに関する合同セミナーを、AIPPI 本部からも参加をいただいて開催します。会場はワルシャワの有名なホテル・ブリストルです。

(<http://www.hotelbristolwarsaw.pl/>)

記事・解説

[ドイツ：著作者・実演家の権利を強化する法改正](#)

Karolina Schöler (HARTE-BAVENDAMM Rechtsanwälte - Germany)

ドイツ著作権法の改正案が、連邦参議院と連邦議会において再び可決されました (2016 年 12 月 13 日 BT-Drucksache 18/10637)。今回の改正は、著作物の利用に対して、公正かつ合理的な対価を請求できる著作者の権利を強化することを目的としています。

改正著作権法では、著作物の利用に対して、著作者が公正かつ合理的な報酬を受けられることが規定されています。

フランス：絶版本に関する国内法が欧州司法裁判所に非難される

Tougane Loumeau (GIDE LOYRETTE NOUEL - France)

[Marc Soulier and Sara Doke v. Premier Ministre and Ministre de la culture et de la communication, CJEU, November 16, 2016, C-301/15, ECLI: EU:C:2016:878](#)

フランスの法令では、すでに絶版になった 20 世紀の書籍は、絶版本を収集する公認団体が、収集の目的で設置したデータベースに絶版本を登録してから 6 カ月以内に、その作者が異議を唱えなければ、絶版本のデジタル複製を許可する権利が自動的にその団体へ移転すると規定されていますが、欧州連合司法裁判所はこのほど、そうした国内法令は、欧州著作権指令によって打ち消されるという判断を示しました。

フランス：商標の真正な使用は、末端消費者を対象としていなくても可

Laurine Janin-Reynaud (DUCLOS THORNE MOLLET-VIEVILLE & ASSOCIES - France)

EU 一般裁判所、2016 年 7 月 7 日、Fruit of the Loom, Inc. v. EUIPO / Takko Holding GmbH (FRUIT) - T-431/15, ECLI:EU:T:2016:395

http://curia.europa.eu/juris/document/document_print.jsf?doclang=EN&text=&pageIndex=0&part=1&mode=lst&docid=183701&occ=first&dir=&cid=668288

EU 一般裁判所は 2016 年 7 月 7 日の判決において、職業に従事する人々のみを対象にした商業的行為は、商標の本質的機能と一致していれば、たとえ末端消費者へ販売する商品が一切提供されなくても、商標の真正な使用と見なすことができるという判断を示しました。

日本：販売者は知財紛争に巻き込まれた購入者に協力すべきという知財高裁判決

窪田法律事務所 今井優仁

[ソフトバンク BB 株式会社 vs 兼松株式会社](#) (知財高裁 平成 27 年 (ネ) 第 10069 号 (英

語の要約)

知財高裁は 2015 年 12 月 24 日の判決で、チップセットの販売者には、購入者が被った損害に対して責任があるという判決を下しました。この損害は、購入者が特許権者との交渉において、特許権者へ料金を支払うことで合意したことによるものですが、高裁は判決の理由として、紛争解決のために購入者に十分な協力をするという契約上の義務の履行を、販売者が怠ったためとしています。

[米国：後を引く USPTO 休業日の問題 - 予告なしで休業を宣言することが可能に](#)

Joshua B. Goldberg (Nath, Goldberg & Meyer - USA)

2015 年 12 月 22 日、USPTO は大規模な停電に見舞われ、その停電が原因でコンピュータ障害が発生し、電子出願システムも完全に使用不能になりました。その対応として USPTO は、この 12 月 22 日から、電子出願システムが復旧した 12 月 24 日までを「ワシントン DC における連邦祝日」と見なし、この間に期限を迎えたものについては、米国の法令に基づいて期限を延ばすという決定をしました。

各国部会

[AIPPI 中国部会著作権フォーラム \(2016\) 北京](#)

Jun (Allen) Wang (Yingke Law Firm - China)

AIPPI 中国部会著作権フォーラム (2016) が、2016 年 12 月 11 日、北京の CUC International Convention Center で開催され、国内の学者、専門家、法律家、実務者など 150 名が参加して、著作権の分野における重要かつ注目のテーマについて話し合いました。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。